



# 木次線利用促進実証事業費助成金の手引き

**皆さんのアイデアで、木次線の利用者を増やしていきましょう！！**



## 1. 事業の目的は？

木次線利活用推進協議会では、沿線住民組織や駅舎管理団体等が自ら主体的に企画、実施する木次線の利用者増加を目的として行う利用促進プランの開発及び実証研究に対し、予算の範囲内で交付金を交付します。

①利用プラン開発事業（木次線利用と地域資源を組み合わせた利用促進プランの開発・研究）

## 2. 交付対象団体となる団体は？

- 駅舎管理団体
- 木次線を利用・応援されているボランティア団体
- 住民自治組織
- 地域の活性化を目的とする団体及び特定非営利活動法人
- 教育及びスポーツ関係団体

※個人や政治、宗教又は営利を目的とした団体は対象としない

## 3. 交付金額は？

5万円以内／1申請 ※予算の範囲内で交付します。

## 4. 対象となる事業は？（下記の要件をいずれか2つを満たしていること）

- 主体性・・・住民自らの手により推進する事業
- 独創性・・・独自の発想や新たな視点による事業
- 発展性・・・波及効果や新たな展開が期待できる事業
- 継続性・・・将来的に自立し継続できることが見込める事業

## 5. 対象となる経費（例）

費目	内容
報償費	講師謝礼等（団体の構成員に対するものを除く）
旅 費	研修に参加するなど事業実施のための交通費（バス代等）
需用費	燃料油等の代価、印刷製本費（チラシ・ポスター・記録用の写真代等）
役務費	郵便料（はがき、切手）等の通信運搬費、広告料、保険料等
委託料	専門的知識や技術を要する業務を外部に委託した費用
使用料・賃借料	イベント会場等の使用料、機械等の賃借料
その他	事業実施のために必要な経費で実行委員長が必要かつ適切と認めるもの

## 6. 対象とならない経費

- 団体の事務所等を維持するための経費
- 施設整備・修繕等に係る経費
- 経常的な事業に要する経費
- 飲食に係る経費
- 備品購入費（汎用性のあるもの 例：草刈機、パソコン、デジタルカメラなど）
- 構成員又はこれに属する人に対する人件費、謝礼

※同一事業について、補助金又はこれに類する金銭の交付を受けている団体は対象としない。

## 7. 実施期間は？

交付決定の日から～平成31年3月23日(金)までの間に事業を実施し、終了可能な事業。

## 8. 申請方法は？

まずは、最寄りの木次線利活用推進協議会事務局までご相談ください。

### 木次線利活用推進協議会（沿線自治体事務局）

雲南市うんなん暮らし推進課 TEL:0854-40-1014、FAX:0854-40-1019

奥出雲町地域づくり推進課 TEL:0854-54-2524、FAX:0854-54-0052

松江市交通政策課 TEL:0852-55-5209、FAX:0852-55-5552

庄原市市民生活課 TEL:0824-73-1154、FAX:0824-73-1247

